

市教委「休憩時間の指導は不適切」 書きぞめ展の練習をめぐって

越教組ニュース

書きぞめ展の練習をめぐっていくつかの学校から、「休憩時間なのに選手練習の指導に当たらないのではならず、休憩が取れなくなっている」との苦情が出ています。昨年度も同じような事案があり、教育委員会の指導が問われています。

休み時間なら練習可？

書きぞめ展の作品募集に当たって、県教育長名で出されている開催要項には「出品する作品は、…授業時間に清書したものとする。なお、休み時間の補充的な取組を除き、始業前の時間や放課後等に特別な時間を設けることとは、…実施しないこととする」となっており、あたかも昼休みなどに選手の練習を入れることは問題ないかのような表現になっている。これを受けて、昼休みの練習を入れる学校がでてきたわけである。

市教委 休憩時間は不適切

この問題を受けて組合は市教委に出向き、見解をたじた。市教委が言うには、「ここでいう休み時間とは休憩に充てていない休み時間のことである。休憩時間に充てていないことは不適切であり、あつてはならないこと。どうしても休憩時間

市教委 入れるなら休憩時間の変更が必要

実際、市教委の言うような勤務の割振りができないか検討した学校では、放課後に休憩時間を

設けることは学校運営上支障があり、昼休みの練習を取りやめたと聞いている。休憩時間に練習を入れるという学校は、市教委の言うように、練習期間の勤務の割振りをきちんと変更した上で、休憩時間には会議や研修会など勤務にあたる活動を入れずに入らず、休憩時間を確保することが求められる。休憩時間に練習を入れ、休憩時間がつぶされたという学校があれば組合に連絡してほしい。

越谷市教職員組合 ホームページ



今年度の未配置・未補充状況

小学校					
日付	4/8	5/1	6/1	7/1	8/15
日付	4/8	5/1	6/1	7/1	8/15
代員	1	3	10	9	6
加配	17	17	17	17	9

中学校					
日付	4/8	5/1	6/1	7/1	8/15
日付	4/8	5/1	6/1	7/1	8/15
代員	0	1	1	1	1
加配	2	2	3	3	2

※代員…産休・育休・病休・休職の代員
ただし、1か月未満の病休は、代員を出す対象になっていないため含めていません。
※数字上変化がなくても、未配置の解消、新規の未配置が同数の場合などがあります。

このままでは、学校に担当されたが実際には来ない教員が2けたに上ります。市教委の努力は認めるところですが、もう行政の力でどうできる問題ではありません。教育関係者の力で、政治を変え、法律を変えるよう働きかける必要があるでしょう。

県人事委員会勧告出る

県人事委員会は、県職員の月給とボーナスを引き上げるよう勧告しました。引き上げの勧告は3年ぶりです。

県人事委員会によりますと、県内にある従業員50人以上の474の民間事業所を対象に調査した結果、県職員の月給は民間に比べて940円、率にして0.25パーセント下回っていました。また年間支給されたボーナスについても0.09か月分下回っていたということです。

埼教組所見(積極面のみ)

3年ぶりの引き上げ勧告でしたが、改善は若年層のみ。改定額についても、この間の物価高騰など生活悪化が進んでいる状況を改善させるには到底及びません。日常生活で必要とされる経費を保障するものでなくてはならないという原則「生計費原則」が生かされていません。改善が期待された会計年度任用職員の一時金に關しても、そもそも勤勉手当が支給されていないことから、何ら影響しないのです。

勧告ではこれまでより一歩進んだ意見も出されました。一つ目は、教育の穴の問題についてです。「未配置及び未補充」という言葉を使い、その問題について、「原因を分析」し、「対策案を早急に講じ、児童生徒への教育に支障を及ぼさないようにする必要があります」と、言及しています。

二つ目に、教採の「倍率が近年低下傾向」についても触れています。「勤務が長時間に及ぶ状況が教員志望者の動向にも影響している可能性」がある。だから、「働き方改革は教育の質の確保の面からも極めて重要」で、「働きやすい環境を整備することで、1人でも多くの優秀な教員を確保し、質の高い教育を提供していくことが求められる」と述べています。

これは、この間の組合の人事委員会交渉などのとりくみの大きな成果です。三つ目として、「性の多様性を尊重した職場づくり」や「性の多様性を尊重した勤務条件の整備」について項目を立て意見を述べていることです。「同性パートナー」に關しても事実婚と同じ取り扱いとすることについて検討」など、県独自の報告が見られます。

